

障害児通所支援事業所等 安全確保の徹底について

安全確保に関する取組の概要

	項目	対象	内容	経過措置期間	義務化開始
1	安全計画の策定等	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設	<p>◆障害児通所支援事業所等において、設備の安全点検、従業者・障害児に事業所での生活その他日常生活における安全に関する指導、従業者の研修や訓練の計画の策定が必要。</p> <p>◆定期的に研修・訓練を実施。</p>	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	自動車を運行する場合の所在の確認	乗降車時の障害児の所在確認	全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設		R5.4.1～
		送迎車両の安全装置の設置	児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	<p>◆送迎用車両(3列以上のシートがある車)にブザー等の安全装置の設置が義務付け。</p> <p>◆国が定めるガイドラインに適合したものを設置すること。</p>	R5.4.1～ R6.3.31

(1) 安全計画の策定等

(対象: 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

① 安全計画の策定

- 事業所の設備の安全点検
- 従業者や障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導
- 従業者の研修及び訓練
- その他事業所の安全に関する事項

⇒ **計画(安全計画)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。**

※ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までは努力義務、
令和6年4月1日からは義務

※ 安全計画の策定の詳細及び作成例については、参考資料に掲載している令和5年7月4日付け「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」をご確認ください。

(1) 安全計画の策定等

(対象: 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

- ② 従業者に対する安全計画の周知及び研修・訓練の実施
従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ③ 保護者に対する安全計画に基づく取組内容等の周知
障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- ④ 定期的な安全計画の見直し・変更
定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

(1)安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

(参考)安全計画について

事業所安全計画例

(別添資料3)

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

(1) 安全計画の策定等

(対象: 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(1) 安全計画の策定等

(対象: 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等						
その他 ※1						

※1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

(1)安全計画の策定等

(対象:全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

(3) 職員への研修・講習 (事業所内実施・外部実施を明記)

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底 (ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等)

--

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 全ての障害児通所支援事業所、障害児入所施設)

① 乗降車時に点呼等による障害児の所在確認

障害児の通所や事業所外活動等のために自動車を運行する場合、障害児の自動車への乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認すること。

※令和5年4月1日から義務

※通所だけでなく、所外活動を含む障害児が自動車を乗降するすべての機会が必要

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

②送迎車両の安全装置の設置

障害児の送迎を目的とした、座席を3列以上有する自動車(運転席、助手席を含む)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等車内の障害児の見落としを防止する装置(安全装置)を備え、当該装置を用いて、障害児の降車時の所在を確認すること。

※2列以下の自動車を除くすべての自動車が原則として義務付けの対象

※安全装置の装備が困難である場合は、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講ずることとして差支えない。

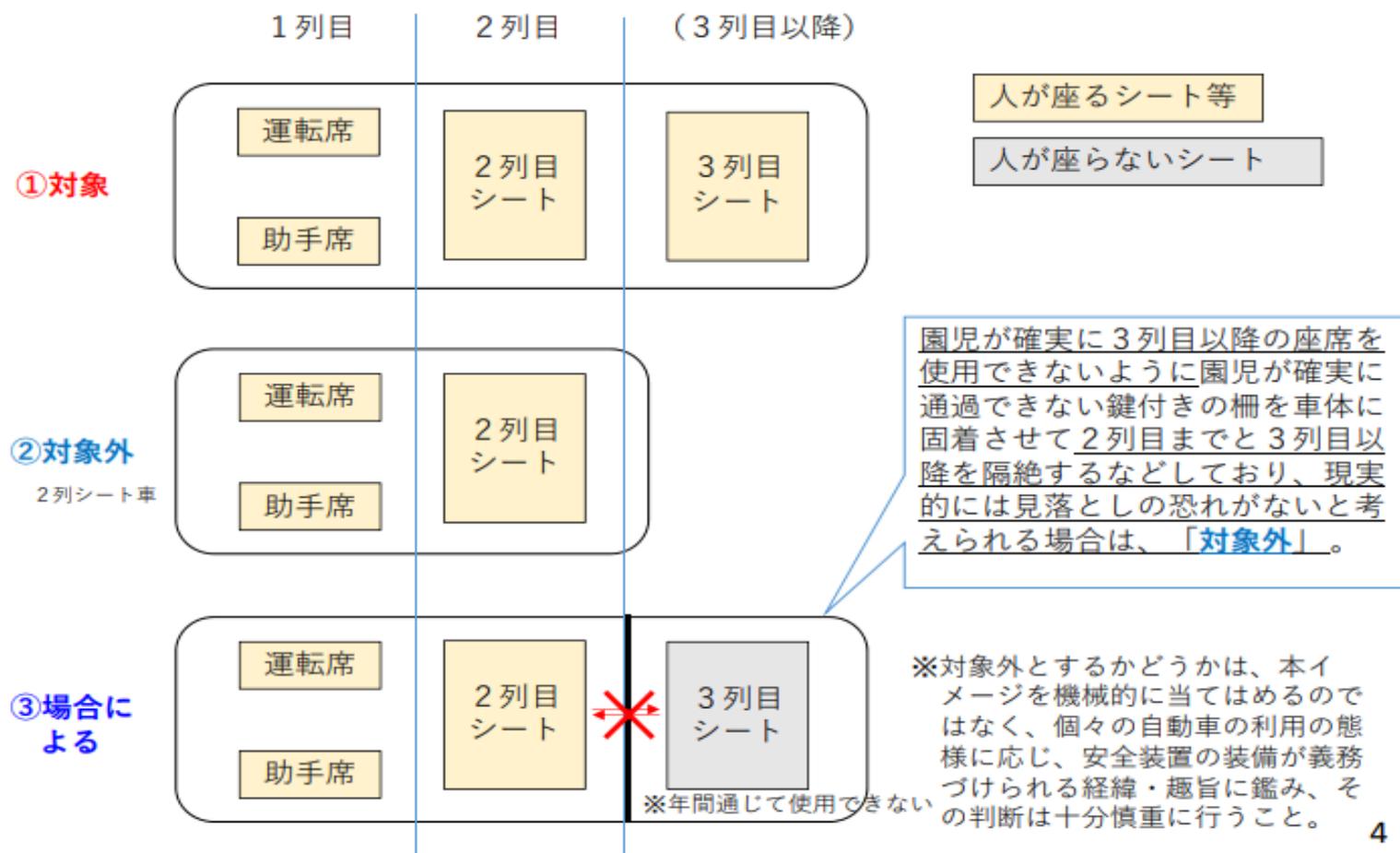
※令和5年4月1日から令和6年3月31日までは努力義務、
令和6年4月1日からは義務

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 義務付けの対象となる車両について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①

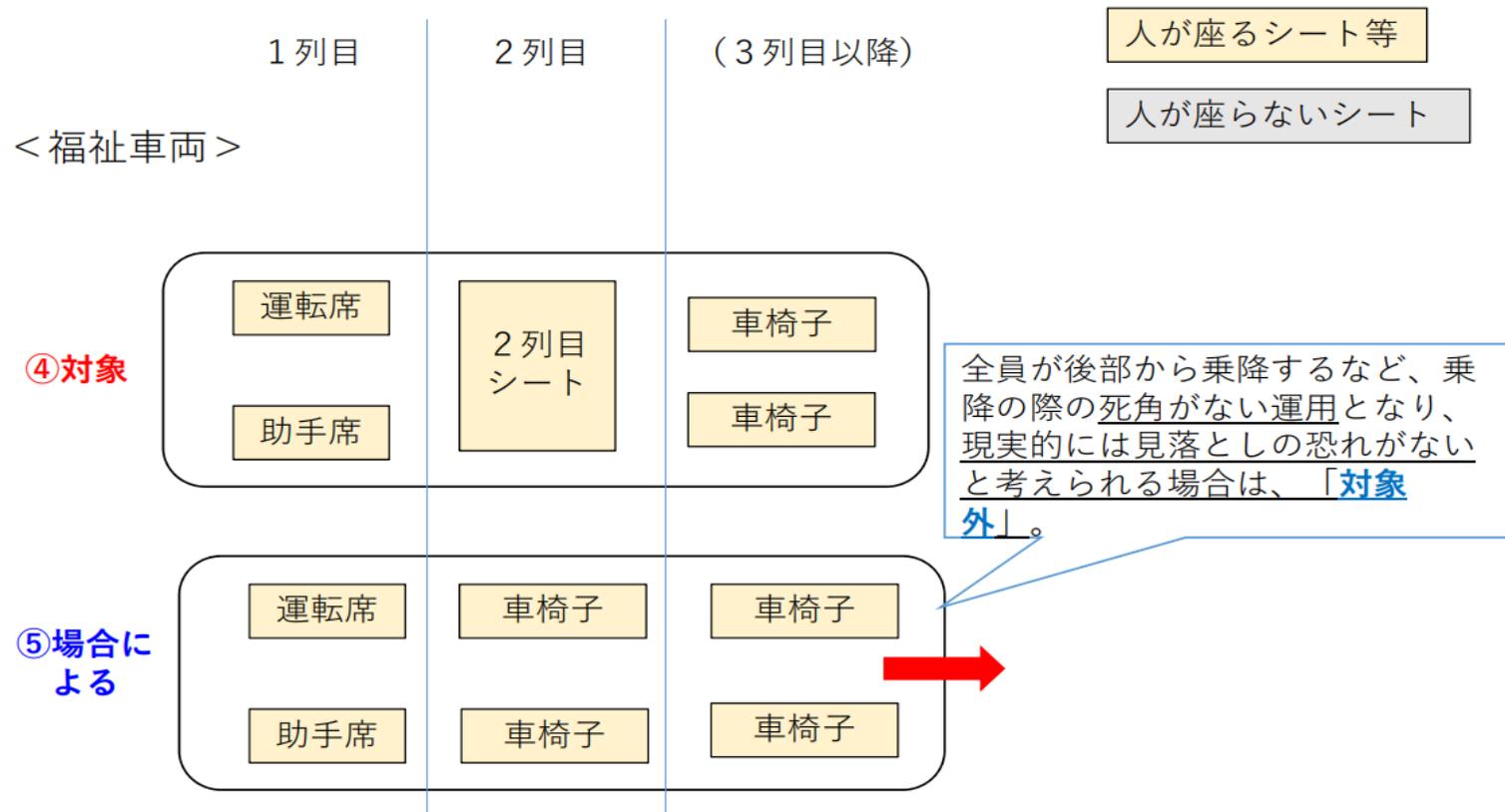


(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 義務付けの対象となる車両について

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

(対象: 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

《装備すべき安全装置》

国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するもの。

(装置の詳細については次ページを参照)

⇒各事業所において次の安全装置リストを参考に購入する装置を選択する。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて
(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認

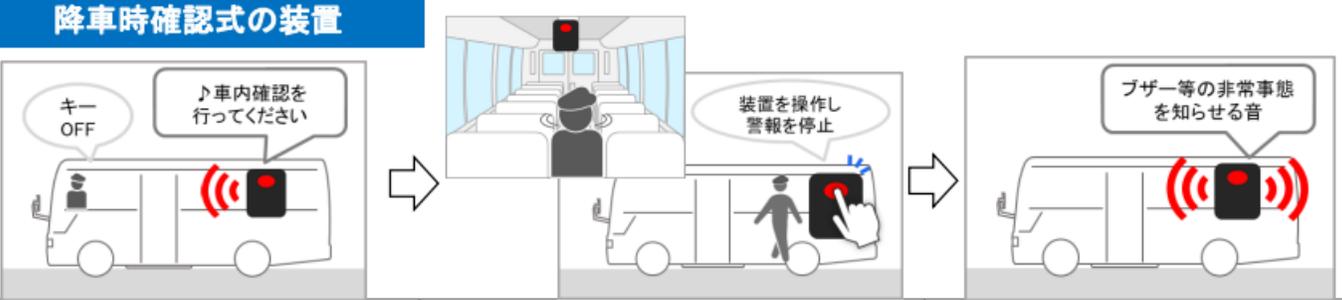
(対象: 児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス)

(参考) 安全装置の概要

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置  国土交通省

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置



キー OFF
♪車内確認を行ってください

装置を操作し 警報を停止

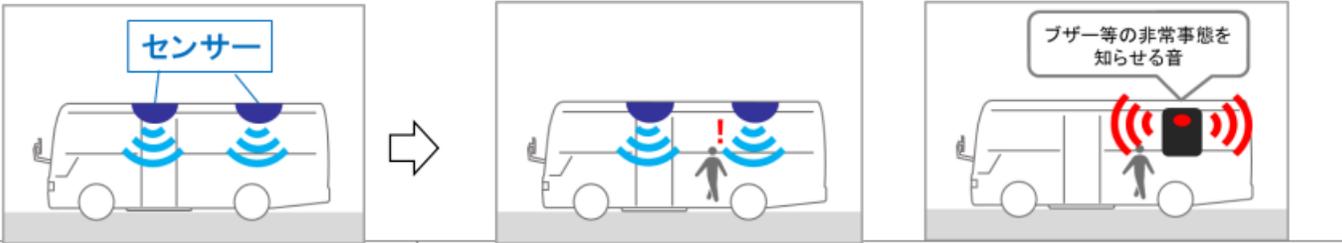
ブザー等の非常事態を知らせる音

エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す **車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると **警報が停止**

確認が一定時間行われな場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



センサー

ブザー等の非常事態を知らせる音

エンジン停止から一定時間後に **センサーによる車内の検知を開始**

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

54

こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について

事務連絡

令和5年9月11日

記

各都道府県・市町村保育主管課

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

各都道府県・指定都市・中核市・

児童相談所設置市認可外保育施設担当課(室)

各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)

御中

各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

附属学校を置く国立大学法人担当課

各都道府県私立学校主管課

こども家庭庁成育局安全対策課

こども家庭庁成育局保育政策課

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

こども家庭庁支援局障害児支援課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

こどもの出欠状況に関する情報の確認の再徹底について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

こどもの送迎時における車内への置き去り事案については、これまでに発生した送迎用バスへの置き去り事案を踏まえ、痛ましい事案を発生させないための安全管理の徹底について、格別の御尽力をいただいているところであります。

また、保護者の送迎時における置き去り事案についても、令和4年11月に大阪府岸和田市において発生した、保育所を利用する保護者の車に置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案を受けて、施設におけるこどもの出欠状況に関する情報の確認について、周知徹底をお願いしたところです。

しかしながら、令和5年9月9日、岡山県津山市において、保育所を利用する家族の車に置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。

つきましては、こどもの安全を守る観点から、下記について、各主管課において、別表の各施設に対し、改めて周知徹底を図るようよろしく申し上げます。

1 「こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の徹底について」(令和4年11月14日付け事務連絡)等でお示ししているとおり、こどもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、バスによる送迎を行うこどもかどうかにかかわらず、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底していただきたいこと。

2 国においては、昨年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」をとりまとめ、令和4年度第2次補正予算において、こどもの登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入支援を含む「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進のための予算を計上し、令和5年度においても同予算を繰り越し、事業を実施しているため、積極的にご活用いただきたいこと。